氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
シマブンエンジニアリング株式会社	関東事務所	東京都中央区日本橋三丁目一番十五号	東京都中央区京橋一丁目一番一号	平成二十二年九月一日
社団法人日本クレーン協会	石川検査事務所	石川県金沢市彦三町二丁目一番十号	石川県金沢市彦三町二丁目五番二十七号	平成二十二年七月三日

○厚生労働省告示第二百八十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十四条において準用する同法第四十七条の二の規定により、同法第四十四条第一項の第二種圧力容器に係る登録個別検定機関について、同法第五十四条において準用する同法第四十六条第四項第二号の代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二の規定に基づき告示する。

平成二十二年七月二十日

厚生労働大臣　長妻　昭

氏名又は名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
株式会社社損保ジャパン・リスクマネジメント	瀬尾隆史	石川秀洋	平成二十二年四月一日

○厚生労働省告示第二百八十六号

作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第五条の二の規定により、次のように同令第五条の七の登録大学等を登録したので、同令第五条の十四の規定に基づき告示する。

平成二十二年七月二十日

厚生労働大臣　長妻　昭

名称	所在地	開設年月日
北里大学	東京都港区白金五丁目九番一号	平成二十二年四月一日
産業医科大学	福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘一番一号	平成二十二年四月一日

○経済産業省告示第百六十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十二年七月二十日

経済産業大臣　直嶋　正行

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5017	株式会社大企	愛知県名古屋市中区新栄二丁目十三番三号	平成二十二年五月七日から平成二十三年五月六日まで
5018	株式会社オリゾンティ	大阪府大阪市西区新町一丁目十三番三号	平成二十二年六月四日から平成二十三年六月三日まで
5019	株式会社松籟荘	石川県加賀市山代温泉十五の百四十五番地	平成二十二年六月十一日から平成二十三年六月十日まで
5020	関口精機株式会社	群馬県伊勢崎市市場町二丁目千八番地	平成二十二年六月十七日から平成二十三年六月十六日まで
5021	丸善電機株式会社	兵庫県伊丹市東有岡二丁目十六番地	平成二十二年六月二十一日から平成二十三年六月二十日まで

○国土交通省告示第七百六十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　北陸自動車道

道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　最大　一八三（メートル）

最小　四八

三条市福島新田字上道下丙八二〇番一から同市福島新田字上道下丙九九七番一まで　前　最大　二四九

最小　二三一

後　最大　六一

最小

○国土交通省告示第七百六十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　近畿自動車道敦賀線

道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　最大　六三（メートル）

最小　五二

綾部市豊里町字福垣四五〇番二から同市舘町字段堂山一番一三まで　前　最大　四四

後　最大　六〇

最小　五二

○国土交通省告示第七百六十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線

道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　最大　五四（メートル）

最小　三六

宮若市下有木字浦田七九番から同市下有木字長畑一四一番一まで　前　最大　六八四（メートル）

後　最大　九八

最小　三八

○国土交通省告示第七百六十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

国土交通大臣　前原　誠司